

令和6年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和7年2月3日(月) 13:50~15:10 橋本市役所 会議室B	
出席委員氏名	北野 栄作(委員長) 濱田 学昭 塙阪 隆	
審議対象期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)令和6年度上半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p><b>(1)令和6年度上半期の入札・契約結果について</b></p> <p>1. 制限付一般競争入札の橋本北消防署災害対応自家給油設備新設工事について、給油設備を新設する工事の工種が電気工事となったのはなぜか。</p>	<p>当該工事は橋本北消防署に給油設備を新設し、停電時でも機能を失わないよう、自家発電設備を改修する工事となります。分電盤と自家発電設備の改修が工事費の多くを占めたため、電気工事で発注しました。</p>
<p><b>(2)定例報告</b></p> <p>1. 入札参加資格停止理由で品質管理・施工管理に不手際とあるが、どのような不手際があったのか。</p>	<p>当該工事については最終的には完成し、竣工検査も合格となりましたが、施工中の管理が適切でなかったため、そのような処分となりました。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b> 『伏原体育館改修工事』</p> <p>1. この案件は、長い工期を要する工事であるが、発注から完了までを年度内に収めている。近年、建設業の働き方改革の観点から、発注時期の平準化が求められているが、橋本市の平準化の状況はどうか。</p> <p>2. 1千万円以上の増額変更を行っているが、どのような内容か。</p> <p>3. このような変更は発注者側から発議するのか。</p>	<p>橋本市では年度ごとの各課の建設工事の発注予定を確認しており、可能な限り発注時期を平準化するよう、各課に促しています。</p> <p>契約後に実際に現場を確認し、必要となった部分を増額変更で対応しています。外壁調査の結果判明したひび割れや、天井の防球対策の不足箇所、雨漏りへの対応などが主な内容です。</p> <p>建築工事においては、受注者側からの提案により行われることが多いです。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b> 『第5次拡張事業 古佐田地内老朽管布設替(4工区)工事』</p> <p>1. 工事名称は古くなった水道管の更新工事との記載だが、橋本市では近年問題となっている地震による水道管の破断への対策は行っているか。また、この工事で更新される水道管は地震への対策がなされている水道管か。</p> <p>2. 市民など対外向けに、老朽管の入れ替えの際には、耐震性能が認められた水道管を使用しているとわかりやすく情報発信はしているか。</p>	<p>橋本市では、耐震性の基準を満たす水道管により老朽管の更新を行っています。管径150mmまではポリエチレン管、それ以上は铸铁管を使用しています。ポリエチレン管、铸铁管とも耐震性が認められた水道管となり、本工事では管径が150mm以下となりますので、ポリエチレン管を使用しています。</p> <p>橋本市マスタープランや、橋本市水道ビジョンにより情報発信は行っていますが、工事名称等でもわかるよう、記載方法を検討します。</p>
<p><b>【指名競争入札】</b> 『橋本中央中学校照明器具整備工事』</p> <p>1. この案件の指名理由は何か。</p>	<p>当該工事は高圧受電設備を有する施設の電気設備の工事であり、また、金額によっては技術者の専任を要する工事となります。よって、適切な技術者を専任で配置できる業者を選定しました。</p>
<p><b>【制限付一般競争入札】</b> 『山内南公園整備工事』</p> <p>1. この案件の資料の概要欄には植栽工事の記載はないが、植栽工事は含まれていないのか。</p> <p>2. 給水設備の記載はあるが、散水設備は記載されていない。完成後はどのように管理する予定か。</p>	<p>当該工事は広場整備が大きな比率を占めています。概要欄には主な内容のみ記載しており、植栽工事の記載はありませんが、植栽工事は実施しています。</p> <p>公園管理は管理委託業務を別途発注する予定で、給水設備を用いて散水を実施することになると思います。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>1. 週休二日制への取り組み状況はどうか。</p> <p>1. 最低制限価格の算出方法が令和6年6月より変更となったが、どのような効果があったか。また、算出方法などは公表しているか。</p>	<p>国土交通省、和歌山県、県内の自治体でも導入が進んでおり、橋本市でも導入の検討を行っている状況ですが、現状は導入していません。</p> <p>ダンピングの防止、くじ引きが少なくなったなど一定の効果が出ていますが、まだ実施件数が少ないため、今後の状況を注視していきたいと思います。算出方法については公表しています。</p>